

# まち「ピカ」パートナー活動マニュアル

まち「ピカ」パートナーの活動については、次のマニュアルのとおりとする。

## 1. 活動内容

- (1) 活動区域内の空き缶、散乱ごみ等の収集や草刈り
- (2) 活動区域内の植樹や花壇整備等
- (3) 活動区域内に異常があった場合の通報や維持管理に関する情報提供

## 2. 活動区域

活動届出書に記載した道路や公園等の公共施設内

## 3. 実績報告

パートナーは、年度末までに活動報告書(様式6)を市に提出します。ただし、草刈機の燃料提供を受けている団体は、12月末までとします。

## 4. 変更届

活動者や活動区域、活動内容等に変更があった場合は、変更届出書(様式7)を提出します。

## 5. 貸与備品等

### (1) 草刈機・燃料携行缶

- ・市は、パートナーの草刈り活動に当たり、草刈機および燃料携行缶を貸与します。
- ・貸与に当たり、パートナーは機材等借用申請書(様式4)を市に提出します。
- ・貸与期間は1週間とし、草刈機は1団体4台まで、携行缶は1缶とします。

### (2) 燃料

- ・市は、パートナーの草刈り活動に当たり、必要燃料を認める範囲内で無償提供します。
- ・燃料の提供場所は、市内の指定したガソリンスタンドとします。
- ・提供に当たり、パートナーは燃料申請書(様式5)を市に提出します。
- ・パートナーは、燃料の提供を受けた場合、12月末までに活動報告書(様式6)を提出します。

### (3) ごみ袋

- ・市は、パートナーの活動に当たり、必要範囲内で公用ごみ袋を提供します。

### (4) その他清掃用具

- ・市は、新規登録したパートナーに、火ばさみ、草刈り鎌、軍手等を必要範囲内で無償提供します。
- ・活動に当たり、腕章、看板、くまで・ほうき・ちりとり等をパートナーに貸与します。
- ・貸与に当たり、パートナーは機材等借用申請書(様式4)を市に提出します。

## 6. 活動にあたっての注意事項

### (1) 活動について

- ・活動は天候の良い日に行い、日の出前・日没後、雨天時などでの活動は避けてください。
- ・交通量の多い道路での活動では、周囲の安全を十分確認しながら活動してください。
- ・幼児・児童・生徒が活動する場合は、必ず責任者(大人)の監督のもとで活動してください。
- ・公園等で草刈り・除草を行う場合は、周囲の安全に十分注意してください。
- ・草刈機を使用する場合は、別紙事故の防止についての文書により危険性を十分に認識して適切な使用をしてください。
- ・そのほか、活動にあたっては、無理のないよう、また、安全に十分注意してください。

### (2) 集めたごみ等の処理について

- ・集めたごみ等は、分別してごみ袋に入れ、各地区の回収指定日に指定された場所（ゴミステーション）に出してください。
- ・ごみが**大量に出る場合**は、3日前までに市民活動センターへ連絡してください。
- ・空き缶・ペットボトルについては、通常、資源ごみとして出しますが、汚れているものが多いため、ここでは、空き缶は燃やせないごみ、ペットボトルは燃やせるごみとして、それぞれのごみ袋に入れてください。
- ・落ち葉・刈り草は、土を落としてから草専用の公用ごみ袋に入れ、燃えるごみとして出してください。
- ・木の枝で燃えるごみは、直径2～3cmまでです。50cm程度の長さに切って出してください。これ以上、大きい枝の場合は、直径10cm・長さ2m以内で束ね、燃やせないごみとして出してください。
- ・大型ごみ・放置自転車・動物の死体などがある場合は、環境課にご連絡ください。
- ・道路上の土砂、砂利を清掃する場合は、事前に土木課維持係に連絡し、丈夫なビニール袋等に入れてください。
- ・側溝の汚泥などは、環境基準等により産業廃棄物処理許可業者しか処理できないため事前に土木課維持係にご連絡ください。

### (3) ケガをしたとき

- ・活動中にケガを負ってしまった場合、保険が適用になります。
- ・第一に負傷者の応急手当、病院への搬送などを行い、市民活動センターにご報告ください。

## 7. 関係連絡先

- |           |            |
|-----------|------------|
| ・市民活動センター | 電話 83-7751 |
| ・環境課      | 電話 22-1481 |
| ・土木課維持係   | 電話 25-5050 |